各公園における固有業務について

ア 八千代総合運動公園多目的広場トイレの浄化槽清掃業務

- 1 指定管理者は下記の清掃業務について実施すること。 なお、作業の実施に当たっては浄化槽管理士の資格を有する者が実施すること。
 - ・浄化槽維持管理に関する作業及び点検・・・6回/年
 - ・浄化槽(1次処理,2次処理)清掃・・・2回/年

※1次処理槽:35人槽 2次処理槽:20人槽

・定期検査(浄化槽法第11条) 検査費用含む。 ※各作業について写真を撮り、完了時に提出すること。

イ 八千代総合運動公園自家用電気工作物の保安管理業務

- 1 指定管理者は下記内容に沿った自家用電気工作物の保安管理業務を実施すること。 なお、保安管理の点検については電気主任技術者の資格を有する者が実施すること。
 - 1). 点検種別及び点検内容(工作物種類及び点検方法については別表1参照)
 - ①月次点検・・・隔月1回(2か月周期),停電を伴わないで行う点検
 - ②年次点検A・・1年に1回の周期で実施するもので、月次点検に加え原則として施設を停電させて行う点検・測定及び試験
 - ③年次点検 $B \cdot \cdot 3$ 年に1回の周期で実施するもので、年次点検 A に加え電気設備の細部にわたって行う点検・測定及び試験
 - ④臨時点検・・・事故・災害等が発生した場合,又は発生のおそれがある場合など必要に応じて実施する点検
 - ⑤工事中の点検・自家用工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。なお, 工事が完了した場合は,自家用電気工作物の検査を実施し,保安上支障のないこと を確認する。
 - 2). 電気工作物及び業務上の都合で指定管理者が立ち入り出来ない場所に設置された機器等については、市が点検・測定及び試験の一部又は全部を実施する。
 - 3). 指定管理者は自ら定めた保安管理業務マネジメント規程を遵守すること。
 - 4). 適用法令及び経済産業局への申請、届出等
 - ①契約の履行に当たっては、次の関係法例等に基づき業務を行うものとする。
 - 電気事業法
 - 大気汚染防止法

- 消防法
- 労働安全衛生法
- ②履行上必要な所轄の地方経済産業局への申請及び届出等の諸手続きは市の要請を受けて、指定管理者が速やかに行うものとする。また、それに伴う費用は指定管理者の負担とする。なお、必要に応じて指定管理者は市に対し、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する指導・助言を行うこと。
- ③指定管理者が使用する測定器具は,6か月毎に校正試験を実施し,試験記録は市の求めに応じて開示する。
- ④指定管理者が使用する保護具等の安全用具は,6か月毎に自主検査を実施し,絶縁 性能を維持していることを確認し,検査記録は市の求めに応じて開示する。
- 5). 自家用電気工作物について、指定管理者は事故その他異常が発生し又は発生する おそれがある場合には、応急措置をするとともに、原因を調査し、市に対し事故の再 発防止のためとるべき措置について指導又は助言をするほか、必要に応じて「臨時点 検」を行うこと。
- 6). 指定管理者は、市と常時連絡がとれる体制を確保するとともに、連絡を受けてから1時間以内に当該事業場に到着できる体制にしておくこと。また、風水害・雷等の被害が予測される場合においても迅速な対応が出来る体制を確保する。
- 7). 点検結果について指定管理者は、点検後速やかに市に報告するとともに、以下の事項については保安管理業務対象事業場の全てを総括して市に報告すること。
 - ・月次、年次点検報告書及び設備の不良箇所一覧表(点検翌月15日まで。) ただし、点検において異常を発見した事業場のうち緊急を要する事項について は速やかに報告すること。

不良箇所一覧表については,不良設備のあった事業場名,不良設備場所と不良機器名称及び不良内容(不良内容については電気設備技術基準に適合しない事項と その他の不良事項と整理する。)の項目を設けること。

- 年次点検の年間実施予定月(契約締結後速やかに)
- ・ 事故,災害時の臨時点検の対応報告(点検翌月15日まで)
- ・ 変圧器等の PCB (微量 PCB 混入の可能性が否定できない機器を含む) 混入機器 リスト (年度末)
- 8). 市の要請に応じて、市の職員に対して講習会を行う事。(電気安全に関する事や電 気事業法の改正内容などを含む。)
- 9). 高圧受変電気設備の清掃(年1回実施。)
 - ・ 清掃を実施するに当たっては、業務に必要な器具は用意するものとする。
 - 停電に際しては、事前に負荷の状態を把握すること。
 - ・ 受電室、キュービクル内のほこり、砂、泥等を掃除機で除去すること。

- ・ 母線, 遮断器, 碍子, 端子盤等に付着したほこりを除去するとともに変圧器油入 開閉等の外面の汚れを拭き落とすこと。
- ・ 受・配電盤の表面, 刃型開閉器接触部分等は乾いた布等で十分清掃を行う。
- ・ 高圧側の絶縁抵抗測定を実施すること。
- ・ 業務終了後は、設備について接続部の脱落、緩み等の点検の見直しをする。
- ・ 復電後は、負荷の状態に異常がないか確認すること。

経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度

○経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度

- 10). 次のアからオまでの設備条件のすべてに適合する設備容量が100キロボルトアンペア以下(小規模高圧需要設備を除く)のもの又は低圧受電の需要設備については、隔月1回以上実施する。
 - ア 構外にわたる高圧電線路がないもの
 - イ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
 - ウ 高圧負荷開閉器 (キュービクル内に設置するものを除く。) に可燃生絶縁油 を使用していないもの
 - エ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護電器付高圧交流負荷開 閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
 - オ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変圧器,地絡保護継電器変成器,受電電圧確認用変成器,主遮断用開閉器状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの
- 11) 10)に適合する需要設備であって、かつ、次のアからウまでのすべての設備 条件に適合するものについては、3か月に1回以上実施する。
 - ア 受電設備がキュービクル式であるもの(屋外に設置するものに限る。)
 - イ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの
 - ウ 引込施設に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置 してあるもの
- 12) 10) のアからオまでの設備条件全てに適合する信頼性の高い設備であって、 絶縁監視装置を設置している需要設備については、隔月1回以上
- 13) 小規模高圧需要設備は、毎年4回以上
- 14) 配電線路を管理する事業場にあたっては毎年2回以上
- 15) 上記以外の需要設備にあっては、毎月1回以上

ウ 八千代総合運動公園噴水池の保守点検業務

八千代総合運動公園噴水池の保守点検業務として、指定管理者は以下の業務を実施す

ること。

- 1 薬剤注入…週2回 次亜塩素酸カルシウム 20g錠剤5個を注入
- 2 塩素測定…薬剤注入し一定時間経過後にクロール試験紙にて測定 測定結果については月次報告書にて報告すること。 また、測定結果に異常を認めた場合市に報告し協議の上対応を行うこと。

工 村上緑地公園及び萱田地区公園及び保品近隣公園並びに西部近隣 公園駐車場の施錠管理業務委託

1 指定管理者は、村上緑地公園駐車場並びに萱田地区公園第1駐車場及び萱田地区公園第2駐車場、保品近隣公園駐車場、西部近隣公園駐車場(計5か所)について、適正な利用を図るため、駐車場の施錠及び開錠を行うものとする。

なお、施錠及び開錠については、原則以下のとおりに実施するものとする。(12月28日から1月4日までを除く。この期間については開錠した状態にしておくものとする。)

- ① 保品近隣公園駐車場以外の各公園駐車場
 - (1) $1月\sim5月$, $9月\sim12月$

開錠時間:午前8時 施錠時間:午後6時

(2) 6月~8月

開錠時間:午前8時 施錠時間:午後7時30分

- ② 保品近隣公園駐車場
 - (1) 1月~5月, 9月~12月

開錠時間:午前8時 施錠時間:午後6時

(2) 6月~8月

開錠時間:午前6時 施錠時間:午後7時30分

2 保品近隣公園駐車場の倉庫資材確認

保品近隣公園駐車場については、隣接する倉庫の開錠及び施錠並びに資機材のチェックについても実施すること。また、資機材をチェックする際は、倉庫内のチェック表に従い確認を行い、不足する資機材があれば公園内に出しっぱなしになっていないか確認すること。なお、不足があり、公園内で発見ができない場合は速やかに市へ報告すること。

3 施錠時間までに出庫ができなかった等,利用者からの連絡があった場合においては, 随時対応を行うこと。(想定回数 年12回程度) 4 管理状況については、月次報告の際に併せて報告すること。

オ 八千代総合運動公園スケートボード広場管理業務

指定管理者は八千代総合運動公園内に設置されたスケートボード広場について、下記の業務を実施するものとする。

- (1) 広場の開錠及び施錠に関する業務 開錠と施錠の時間については、仕様書の施設休業日及び開設時間を参照のこと。
- (2) 開錠時の広場内確認業務 広場内の路面等に破損がないか目視点検を行うこと。なお、点検において危険性があると判断した場合、広場の利用を停止するとともに、市に対し報告を行うこと。

※広場内に設置している構造物については、原則設置者の管理となるが、目視点検に おいて明らかな異常を認めた場合は上記と同様の対応とすること。

(3) 施錠時の広場内清掃業務

施錠時に広場内にごみ等が散乱していないか確認を行うとともに適宜清掃を実施すること。また、清掃が必要な状況が頻繁にあった場合、市に報告するとともに注意喚起の看板を掲示するなど対応を行うこと。

(4) その他業務

その他市が必要と認める業務が発生した場合は、対応について市と協議を行うこと。

月次点検及び年次点検

	製造 	<u>`</u> 作	物	点	 検	方	法	月次点検	年 次	点検
電	х і	1F			快				Α	В
				外観点検				0	0	0
	責任分界とな	なる区分開閉器引 架空電線・支持物・	絶縁診断測	則定				0%	0	
	ケーブル)		禄 •又持初•	継電器との	連動試	験			0	0
				保護継電器	景動作 特	特性試験	涣			0
	断	路器	器	外観点検				0	0	0
	1271	ᄪ		絶縁診断測	則定				0	0
			R.D	外観点検				0	0	0
	遮断開閉	Not DE		絶縁診断測	則定				0	0
			} <u>2</u>	動作試験					0	0
		141 11	THE STATE OF THE S	内部点検						0
				絶縁油の点	k検·試	験				0
	電力ヒューズ			外観点検				0	0	0
				絶縁診断測	則定				0	0
	計器用変成器			外観点検				0	0	0
				絶縁診断測	則定				0	0
				外観点検				0	0	0
		圧器	絶縁診断測	則定				0	0	
受	変		漏えい電流	測定			0	0	0	
第二受電設備以降を含む			内部点検						0	
				絶縁油の点	ಓ検・試	験				0
	電力用コンデンサ 及びリアクトル			外観点検				0	0	0
				絶縁診断測	則定				0	0
	避	電器	2	外観点検				0	0	0
	处土	电和	THF	絶縁診断測	則定				0	0
	母線			外観点検				0	0	0
				絶縁診断測	則定				0	0
	その他の高圧機器			外観点検				0	0	0
				絶縁診断測	則定				0	0
				外観点検				0	0	0
				絶縁診断測	則定				0	0
	配 電 盤制 御 回 路		保護継電器	計	特性試馬	·····································		0	0	
			継電器遮断	新器等と	の連動	加試験		0	0	
				計器校正記	式験					0
				電圧、負荷	電流測	定		0	0	0
	受電設備の建物・室キュービ クルの金属箱			外観点検				0	0	0
	接地装置		置	外観点検				0	0	0
	「女 」	·世 衣 	又	接地抵抗涯	 定	_			0	0

電		点 検 方 法	月次点検	年 次	点検	
电	X(工 1F 1例	点 恢 力 法		Α	В	
	配 電 線 路	外観点検	0	0	0	
配	(架空電線・支持物・ケーブ ル)	絶縁診断測定		0	0	
a		外観点検	0	0	0	
電	断路器, 遮断器, 開閉器, 変	絶縁診断測定		0	0	
設	圧器, 計器用変成器, 電力用	内部点検			0	
DX.	コンデンサその他高圧機器	絶縁油の点検・試験			0	
備		継電器との連動試験		0	0	
MIS	接地装置	外観点検	0	0	0	
	按 地 衣 恒	絶縁抵抗測定		0	0	
非	□ 計 ½	外観点検	0	0	0	
	原 動 機 付 属 装 置	始動試験	0	0	0	
	内	機関保護継電器動作試験		0	0	
	発電機	外観点検	0	0	0	
常用予備発電装置	励磁装置	絶縁抵抗測定		0	0	
	接 地 装 置	接地抵抗測定		0	0	
	hir DD	外観点検	0	0	0	
	遮断器	継電器との連動試験		0	0	
	開閉器	保護継電器動作特性試験		0	0	
	配 電 盤制御装置	制御装置試験		0	0	
	削仰表 但	その他は受電設備に準ずる				
		外観点検	0	0	0	
蓥	本体	液量点検	0	0	0	
蓄電池設備	本 本	電圧·比重測定		0	0	
		液温測定		0	0	
	充電装置	外観点検	0	0	0	
	付属装置	絶縁抵抗測定		0	0	
	接地装置	接地抵抗測定		0	0	
台	一一 <u>一</u> 一种 第14年 11	外観点検	0	0	0	
負荷設備	配線、配線器具 その他の機器	絶縁抵抗測定		0	0	
	接地装置	接地抵抗測定	0 0			
		絶縁監視	常時			
住居	計器、分電盤	外観点検	0			
部分	配線、配線器具等	絶縁抵抗測定	0			

注)(1)「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。

^{(2)※1}を付した項目は、停電範囲により実施しないことがあります。